出題のポイント（国税徴収法）

【第一問】－40 点－

問１（20 点）

⑴　国税徴収法は、動産、債権、不動産等の財産の種類ごとに差押手続及び差押えの効力の発生時期を規定している。

本問は、差押えの効力の発生時期を問うものであるが、問題文で示された財産の国税徴収法上の分類、該当する財産の種類ごとの差押えの効力の発生時期を正確に理解しているかがポイントとなる。

⑵　国税徴収法においては、納税者及びこれと一定の関係にある者が納税者に対する滞納処分の執行又は徴収共助の要請による徴収を免れる目的で納税者の財産の隠蔽、損壊その他その財産の価値を減少させる等の行為をした場合には、その行為者等に対し一定の刑罰を科することとし、租税徴収の確保を侵害する危険を防止するため罰則として滞納処分免脱罪を定めている（徴法 187）。

また、徴収共助の要請による徴収を免れる目的で徴収共助可能国に所在する財産を移転する等の隠蔽等の行為は、国外で行われることが想定されることから、徴収共助の要請による徴収を免れる目的で国外で行われる財産の隠蔽等の行為について、滞納処分免脱罪の適用対象としている（徴法 187④⑤）。

さらに、法人の代表者等が、その法人の業務等に関して法人等に対する滞納処分の執行又は徴収共助の要請による徴収を免れる目的で上記の違反行為をしたときは、違反行為者を罰するほか、その法人等に対しても罰金刑を科することとしている（徴法 190）。

本問は、これらの罰則についての正確な理解がポイントとなる。

問２（20 点）

税務署長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限から６月以内にされたその者の申請に基づき、１年以内の期間を限り、その納付すべき国税につき換価の猶予をすることができる（徴法 151 の 2）。

本問は、上記の申請に基づく換価の猶予制度についての正確な理解がポイントとなる。

【第二問】－60 点－

第二問は、設例の事実関係から、滞納者による財産の処分及び事業の譲渡を把握した場合の徴収方途についての理解度を問うものである。

出題のポイント（国税徴収法）

問１（35 点）

滞納者の財産に設定された抵当権が国税に劣後する場合において、滞納者がその抵当権を設定したまま財産を譲渡するなど一定の要件に該当するときは、その抵当権者が配当を受けるべき金額のうちから国税を徴収することができることとされている（徴法 22)。

また、国税徴収法第 22 条の規定を適用して、滞納国税について徴収できる金額は、次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した額を超えることができない（徴法 22②)。

① 譲渡財産の換価代金から抵当権者等がその被担保債権について配当を受けるべき金額

② 譲渡財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき譲渡人の国税の交付要求があったものとした場合に、抵当権者等がその被担保債権について配当を受けるべき金額

本問は、担保権付財産が譲渡された場合において、滞納者の滞納国税を徴収することができる場合の要件、徴収金額についての正確な理解がポイントとなる。

問２（25 点）

滞納者が事業に係る国税を滞納したまま特殊関係者にその事業を譲渡した場合は、一定の要件の下、その事業を譲り受けた特殊関係者は、譲受財産の価額を限度として、その滞納に係る国税を納付する義務を負うこととされている（徴法 38)。

本問は、この事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務に関する理解度を問うものであり、特に、その成立要件と第二次納税義務者の責任の限度についての正確な理解がポイントとなる。